


所管部課	学校教育部教育指導課	部長	田村美砂			
件名	東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則について					
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1 要旨</p> <p>令和2年度から、現在の臨時職員及び嘱託員制度から新たに会計年度任用職員制度へ移行することに伴い、規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第5条第3項第2号及び同条第4項中「委嘱する」を「任用する」に改める。 第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>会計年度任用職員制度移行に伴う対応であり、適切な運用が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 規則の案文は、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 令和2年3月27日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>関係事務を速やかに進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。